

第8回

札幌弁護士会

中高生のための 憲法講座

ネット社会での自由は無制限？
自由はやめたほうがいい？

参加費
無料

ゼミナール参加者、
見学者とも無料です。

※公開ゼミナールの生徒として
参加を希望される中学生・高校生のみなさんは
右記のとおり応募が必要です。
見学者の方は、応募や予約はいりません。
直接会場にお越し下さい

とき

2014年3月8日土

13:00▶▶16:30 (参加の生徒さんは12:30集合)

ところ

札幌弁護士会館 5F大会議室

札幌市中央区北1条西10丁目

最近、皆さんの中にも、スマートホンを持ち、
LINEで会話している人がたくさんいませんか？
LINEはとても便利ですが、一方で、LINEを利用したいじめや犯罪も増えています。
昨年7月には広島でLINEでのトラブルがきっかけとされる専門学校生殺人事件が、
12月には尼崎でLINEで知り合ったとされる大人による中学生の監禁事件が発生し、
大きなニュースになりました。

LINE以外にも、インターネットの掲示板では、個人に対する誹謗中傷や、
特定の民族・人種に対する攻撃的な表現が大量に書き込まれています。
このような表現に対し何か規制をする必要はあるのでしょうか、ないのでしょうか。
ネット社会における表現や通信は、どこまで自由に認められるべきなのでしょう。
いっそ表現の自由はないほうがよいのでしょうか。
今こそ、ネット社会における表現の自由について考えてみませんか？

ゼミナールの目的は、一定の結論を出すことではありません。
憲法21条を一つの拠り所として、議論するということを学んでほしいと考えています。
事前準備は必要ありませんし、「正解」を求めるものでもありません。
皆さんの参加をお待ちしています。

●応募対象
中学3年生・高校生

●応募締切り
2014年2月28日金 必着

※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます。
結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

●応募方法
裏面の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、
下記宛てに郵便、FAXまたはメールでお送りください。
※見学の方は応募不要です。

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F

札幌弁護士会
『中高生のための憲法講座』係

TEL 011-281-2428 FAX 011-281-4823

E-mail kenpouinkai@satsuben.or.jp



中高生のための 憲法講座

について

参加者の



〈参加者アンケートに対する回答の一部から〉

想像以上に
内容が濃くて
とてもおもしろく
楽しめました。

すごく勉強に
なりました。
来てよかったなあ
って思いました。

難しい事例について
同年代の人達と
討論できたことは
とても刺激になった。

マジで
面白かった。

議論することの
大切さ、楽しさ、
難しさなどを
感じた。

法律の有無、
無罪と決めるのは
凄い難しいことだと
思いました。
凄い楽しかったです。

応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、下記宛てに郵便、FAXまたはメールでお送りください。
※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます。結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F
札幌弁護士会『中高生のための憲法講座』係
FAX 011-281-4823 E-mail kenpouiinkai@satsuben.or.jp

✂ 切り取り

▼ 応募用紙

2014年2月28日(金) 必着

フリガナ			
氏 名		TEL	- -
住 所	〒 □□□-□□□□		
学校名 学 年		以前『中高生のための憲法講座』に 参加したことがありますか？	はい ・ いいえ
この講座を何で 知りましたか？	☐ チラシ ☐ ポスター ☐ 弁護士会HP ☐ 学校の先生 ☐ 友人・知人 ☐ 新 聞 ☐ テレビ ☐ その他 ()		